

要件別の必要書類【就労】

内容 1か月あたり64時間以上の労働をしていること。

※農業の場合、作付面積が15アール以上あること。

※会社勤務、自営業、農業、内職など、労働形態は問いませんが、労働の対価が発生しない「手伝い」は就労として認められません。

必要書類 就労証明書（松本市指定の様式）

※ご自身の就労状況を会社に証明いただくものです。経営者（自営業・農業含む）でない場合はご自身で記載したものは無効です。

※**自営業、会社経営、農業経営、親族が経営する会社に勤務、自営業・農業の家族従事者の方は添付書類が必要です。**必要書類は就労証明書の裏面、「自治体説明欄」をご確認ください。**ご提出いただく添付書類は最新の日付のものをご準備ください。**

確定申告書・開業届について、受理印がない場合は受付日のわかる書類をあわせてご提出ください。

開業届は、開業から1年以内のみ受付可能です。

※自営業、会社経営、農業経営、親族が経営する会社に勤務、自営業・農業の家族従事者の方で育児休業給付金の給付を受けている方は、「育児休業給付金支給決定通知書」（ハローワーク発行）のコピーが必要です。

※複数の職場の就労時間を合算して認定を受けたい場合、それぞれの職場から就労証明書を取得してください。

（農業従事者で、農閑期に他の職場で働く場合も同様）

保育必要量 短時間/標準時間（1か月あたりの就労時間が120時間以上の場合は標準時間を選択可）



よくあるご質問

Q. 内容を修正する場合は訂正印は必要ですか？

A. 修正部分に二重線を引き、訂正印は右上の担当者名の横（右図参照）1か所に押印してください。

Q. 店長なのでシフトは自分が決めています。就労証明書を自分で作成してもいいでしょうか？

A. 店長であっても、ご自身が経営者ではなく、雇用されている場合は、ご自身よりも上の役職にあたる方に作成いただいでください。

Q. 人事担当なので、従業員の就労証明書は私が作成を担当しています。自身の就労証明書も作成していいでしょうか？

A. ご自身が経営者でない場合は、上の役職の方または同部署の他の方が作成してください。

押印不要です

Q. 育児休業から復帰する予定ですが、記載時の注意点を教えてください。

A. 育児休業から復帰する場合は、育児休業期間 (No. 9) を記載いただくほか、下記の点に注意してください。

① 就労実績 (No. 7)

産休・育休を取得する前の3か月の実績を記載してください。出産前で出勤時間や出勤日数を減らしていた等により、就労時間 (No. 6に記載の合計時間) に満たない場合は、その理由と今後の見込みの就労時間 (月間〇〇時間) を備考欄 (No. 18) に記載してください。

例：出産が近いため、出勤時間を減らしていました。今後は月間〇〇時間予定。

② 復職 (予定) 年月日 (No. 11)

基本的に入園を希望する月内の日付としてください。復職日は入園を希望する月の1日でなくても構いませんが、入園が決定した場合、入園月に1日以上就労いただく必要があります。復職日が入園希望月以降の場合 (育児休業を短縮する場合は、「入所内定時育休短縮可否 (No. 15)」の「可」または「可 (予定)」にチェックをしていただいでください。

③ お仕事に復帰された証明の提出

入園後、お仕事に復帰されましたら、10日以内に復職日以降の証明日の就労証明書を取得し、お通いの園にご提出ください。

Q. 採用が決まり、これから働き始めるのですが、就労証明書はどのように記載したらいいのでしょうか？

A. 見込みの内容で作成してください。就労実績については、就労開始後の見込みの就労時間を3か月分記載してください。また、お仕事を開始されてから10日以内に、就労開始日以降の日付の就労証明書を再度ご提出ください。

Q. すでに仕事をしていますが、子どもが保育園に入っていないため就労時間が月64時間を越えていません。子どもが保育園に入れたら就労時間を増やす予定ですが、就労証明書にはどのように記載したらいいのでしょうか？

A. 就労実績 (No. 7) は、直近の就労実績を3か月分記載してください。そのうえで、備考欄 (No. 18) に、入園後は就労時間を増やす旨 (変更後の契約時間) と、今後の見込みの就労時間 (3か月分) を就労先に記載いただいでください。

(記載例：お子さんの入園後は月〇〇時間就労する予定です。4月：〇〇時間、5月：〇〇時間、6月：〇〇時間)

Q. 自営業ですが、今年起業したので、確定申告書や源泉徴収票がありません。どうしたらいいのでしょうか？

A. 事業の実態が確認できる公的な書類はありませんでしょうか？自営業の場合、就労証明書をご自身で作成いただくため、事業の実態の確認が必要になります。添付できる書類がない場合は保育課にご相談ください。

Q. 自営業ですが、備考欄 (No. 18) の【①自営業等】【②個人農業者】はどのように記載したらいいのでしょうか？

A. 【①自営業等の場合】に平均月収を記載してください。収入が発生しない場合 (手伝い等) は労働と認められませんが、収入を得られるほど売り上げがない場合等、やむをえない事情がある場合は備考欄 (No. 18) または欄外にその旨を記載してください。個人農業者にあたる場合は、【①自営業等の場合】【②個人農業者の場合】の両方に記載をお願いいたします。農閑期に仕事がない場合、農閑期に入る月の前月末に期限が付きます。

【妊娠・出産】

内容 母親が妊娠中であるか、出産後

入園を希望するお子さんが

- 〔 0、1歳クラス：妊娠が分かったとき～出産の翌月から数えて6か月まで
- 〔 2～5歳クラス：妊娠が分かったとき～生まれた子が3歳になる年度の3月末まで

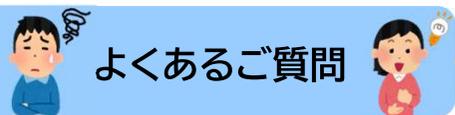
申込児童のクラス年齢(4月1日時点の満年齢)によって利用できる期間が異なります

必要書類 母子健康手帳のコピー

- 〔 出産前：表紙および出産予定日の記載されているページ
- 〔 出産後：表紙および出生証明書のページ

海外出産等により母子健康手帳がない場合は、予定日または出生日の記載された医師記載の証明書類のコピーをご提出ください

保育必要量 短時間/標準時間



よくあるご質問

Q. 子どもが1歳クラスに妊娠・出産の要件で入園中で、下の子が令和7年9月に生まれました。入園の期限はどうなりますか？

A. 1歳クラスのため、出産の翌月から6か月＝令和8年3月末が利用期限となります。ただし、4月からは2歳クラスとなるため、下の子が3歳になる年の年度末(令和11年3月末)まで期限が延長されます。(期限延長の手続不要。)

Q. 実際の出産月が予定より早まった(遅れた)場合は利用期限も変わりますか？

A. 実際の出産月によって決まるため、当初お伝えしていた利用期限から変更になります。※世帯員が増える場合、世帯変更の申請を行っていただきます。その際に、利用期限に変更があるか保育課で確認し、変更がある場合はそれに応じた支給認定証を再発行します。

【疾病・障がい】

内容 病気等にかかっている、負傷している、精神または身体に障がいがある

必要書類 精神または身体に障がいがある場合・・・障害者手帳、療育手帳のコピー
病気・負傷等の場合・・・医師による診断書（市の様式）

※手帳の有効期限、診断書の加療期間によって期限が付きます。

※手帳の更新には時間がかかります。有効期限が近づいた場合はお早めに更新手続きを行ってください。

父・母の診断書の場合、「傷病の程度」あるいは「保育できない理由」から「乳幼児保育不可能」であることが確認できないと受付できません。

保育必要量 短時間/標準時間（標準時間希望の場合は申請書に理由を記載）

【介護・看護】

内容 1か月に64時間以上、親族（入園申込児童を除く）の介護・看護にあたっている

必要書類 ①同居または長期入院している親族の場合
・障害者手帳（1・2級）、療育手帳のコピーまたは医師による診断書（市の様式）
・介護・看護状況申告書（保護者ご自身でご記入ください）

②同居以外の親族の場合

上記の書類に加え、介護・看護を必要とする方の家庭内で65歳未満の同居人がいる場合、その方を介護・看護できないことがわかる証明書（就労証明書、診断書等）

診断書は「傷病の程度」の項目のいずれかに該当しなければなりません。また、医師に「介護や看護が必要な理由」を記載いただいでください。

保育必要量 短時間/標準時間（1か月あたりの介護・看護にあたる時間が120時間以上の場合は標準時間を選択可）

【 求 職 活 動 ・ 起 業 準 備 】

内 容 求職活動や起業準備をしている

必要書類 ①求職活動をしている場合
求職に関する申立書 ※電子申請の場合は不要です

電子申請フォームで必要項目にチェック、入力いただきます。

②起業準備をしている場合
就労証明書および添付資料（店舗賃貸借契約書、開業届等のコピー）

準備をしていることがわかる資料を添付いただきます。

保育必要量 短時間のみ

- 注意事項
- ・ 3か月の期限付き入園となります。
 - ・ 延長保育はご利用いただけません。
 - ・ この要件での入園は、同一年度内に1回のみとなります。

ただし、家計の主宰者が求職活動中の場合は期限は付きません。
例：ひとり親の場合など



よくあるご質問

Q. 「求職活動」で入園申込みをしましたが、その後に就職が決まりました。入園の要件を「就労」に変更できますか？

A. 申込受付締切までに、就労後の見込みの内容が記載された就労証明書をご提出いただければ変更可能です。

Q. 求職活動で入園が決定しましたが、4月から仕事を始めることになり、延長保育も必要となります。申請はどのようにすればいいのでしょうか？

A. 4月から就労へ変更する場合、3月15日までに申請書と就労証明書（見込みの内容）を保育課にご提出ください。また、延長保育については3月25日までに延長保育の申込書を園経由で保育課にご提出ください。

【災害復旧】

内容 震災等の災害の復旧にあっている

お住いの町会の民生・児童委員については保育課にお尋ねください。

必要書類 町会の民生・児童委員による実態調査書

保育必要量 短時間/標準時間

【就学】

内容 1か月に64時間以上、就学している

必要書類 学生証または在学証明書のコピー、必要に応じてカリキュラム等の就学時間のわかる資料
※専修学校、職業訓練学校の場合は就学時間のわかる資料の提出必須

保育必要量 短時間/標準時間（1か月あたりの就学時間が120時間以上の場合は標準時間を選択可）

【虐待やDVのおそれ】

内容 児童虐待やDVが行われている、または行われるおそれがある

事前に保育課またはこども福祉課にお尋ねください。

必要書類 各関係機関発行の保育の実施が必要である旨の報告または通知を受けたことがわかるもの

保育必要量 短時間/標準時間

【その他】

内容 離婚調停中で一方の保護者の要件を証明する書類が入手できない場合

お住いの町会の民生・児童委員については保育課にお尋ねください。

必要書類 裁判所が発行する離婚調停の証明書あるいは町会の民生・児童委員による実態調査書（別居中、離婚調停中である旨を確認いただいでください）